

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月16日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	徳島県
3. 市区町村名	那賀町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.tokushima-naka.lg.jp/

執行機関名 那賀町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	那賀町こどもはぐくみ医療費の助成に関する条例(平成24年那賀町条例第3号)によるこどもはぐくみ医療費の助成に関する事務のうち小児の保護者に対する医療費の一部助成に係る事実についての審査に関する事務
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		那賀町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第1の項 那賀町こどもはぐくみ医療費の助成に関する条例(平成24年那賀町条例第3号)によるこどもはぐくみ医療費の助成に関する事務のうち小児の保護者に対する医療費の一部助成に係る事実についての審査に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	那賀町こどもはぐくみ医療費の助成に関する条例(平成24年那賀町条例第3号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やか</u> に生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、 <u>愛護</u> されなければならない。	第1条 この条例は、 <u>こども</u> に係る医療費の一部をその保護者に助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もって <u>こども</u> の <u>保健の向上</u> と <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		那賀町こどもはぐくみ医療費の助成に関する条例(平成24年那賀町条例第3号) 那賀町こどもはぐくみ医療費の助成に関する条例施行規則(平成24年那賀町規則第9号)